

消 防 特 第 4 2 号
平 成 1 7 年 3 月 4 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁特殊災害室長

休止中の特定事業所における防災体制について（通知）

標記の件については、石油コンビナート等災害防止法の運用に係る資料（昭和 59 年 12 月 21 日付消防地第 288 号消防庁地域防災課長通知 関係都道府県消防防災主管部長あて）等によりその運用が図られてきたところですが、今回、休止中の特定事業所における防災要員の要件について、最近の特定事業所における事業活動の動向に鑑み、所要の検討を行ったところです。

これは「規制改革・民間開放推進三か年計画（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」において、「石油コンビナート等災害防止法上の特定事業所が休止状態である場合、防災要員及び防災資機材の配備を必要最小限とすることについて、検討を行い、結論を得る。」とされていることについて措置するものでもあります。

貴職におかれましては下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、関係市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知における休止事業所とは、石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 1 号に規定する「石油等」及び同法第 2 条第 5 号の政令で定める物質の貯蔵、取扱い又は処理が一切なく（施設の維持管理のための必要最低限の潤滑油等は除く。）当該特定事業所における事業活動が完全に停止しているものを言うので、この旨ご留意願います。

記

- 1 休止事業所において、災害の発生の危険が極めて低いと市町村長が認めた場合にあっては、当該特定事業所の防災要員のうち、初期消火及び通報に従事する 2 名の防災要員を除いて、自宅等からの駆付けを認めて差し支えないものであること。
- 2 休止事業所における副防災管理者にあっては、初期消火及び通報に従事する 2 名の防災要員との兼任を認めて差し支えないこと。
- 3 共同防災組織を構成している休止事業所が、防災要員の自宅等からの駆付けをしようとする場合にあっては、事前に当該共同防災組織の他の構成事業所の同意を必要とするものであること。